

# 保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 80  
〒683-0853 米子市両三柳 877-1  
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

## 「医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金」 のご案内

鳥取県では医療機関の負担軽減のための応援金制度が再度実施されます。今年6月～9月に申請し、応援金を受け取った医療機関等でも申請・受給することができます。概要は以下の通りです。

### 【支給対象】

- 鳥取県内に所在地がある医療機関等、高齢者介護・福祉サービス事業所等、障害福祉サービス事業所等、救護施設、保育施設等を令和5年12月1日時点で開設、運営している事業者、法人。  
※支給は1事業者、施設1回限りです。

### 【支給金額】

- 施設区分、提供するサービス種別等の区分に応じて変わります。  
制度の詳細内容は鳥取県医療政策課のホームページをご覧ください。  
無床診、歯科診療所……………1施設あたり20万円

有床診（病床数1床以上19床以下）……………1施設あたり25万円※1

- 一般病床1床当たり2万5千円を加算  
療養病床等1床当たり1万5千円を追加

病院（病床数200床以上）……………1施設あたり70万円 ※1

- 一般病床1床当たり6万円を加算  
療養病床等1床当たり4万円を追加 ※2

病院（病床数100床以上200床未満）……………1施設あたり50万円 ※1

- 一般病床1床当たり4万5千円を加算  
療養病床等1床当たり2万5千円を追加 ※2

病院（病床数100床未満）……………1施設あたり35万円 ※1

- 一般病床1床当たり3万5千円を加算  
療養病床等1床当たり1万5千円を追加 ※2

歯科技工所……………1施設あたり7万円

- ※1 食材料費として1床当たり6千4百円を加算。  
※2 救急告示医療機関1施設あたり35万円を加算。  
※3 令和5年12月1日時点で休床の病床は支援対象にはなりません。

### 【申請期限】

○令和5年12月11日(月)～令和6年1月31日(水)

※期日に余裕をもたせた申請をお願いいたします。

### 【手続き】

- 様式第1号 医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金支給申請書を  
電子メール、郵送又は持参により提出

※申請書は鳥取県ホームページもしくは右記QRコードからダウンロードできます。

### 【問い合わせ先】

鳥取県福祉保健部 健康医療局医療政策課

☎0857-26-7173

